

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第2部門第4区分

【発行日】令和1年12月26日(2019.12.26)

【公開番号】特開2018-75809(P2018-75809A)

【公開日】平成30年5月17日(2018.5.17)

【年通号数】公開・登録公報2018-018

【出願番号】特願2016-220798(P2016-220798)

【国際特許分類】

B 4 1 J 29/42 (2006.01)

G 0 3 G 21/00 (2006.01)

H 0 4 N 1/00 (2006.01)

G 0 6 F 3/048 (2013.01)

【F I】

B 4 1 J 29/42 F

G 0 3 G 21/00 3 7 6

H 0 4 N 1/00 C

G 0 6 F 3/048

【手続補正書】

【提出日】令和1年11月11日(2019.11.11)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

画像形成装置であって、

ジョブを受信する受信手段と、

前記受信されたジョブの処理が開始してから前記ジョブの処理が終了するまでの時間のうちの所定の期間、前記ジョブとは異なる機能の紹介情報をユーザからの指示を受け付けることなく提示する提示手段と

を有することを特徴とする画像形成装置。

【請求項2】

前記提示手段によって提示された前記紹介情報がユーザにより確認されたか否か判定する判定手段を更に有し、

前記判定手段により前記紹介情報がユーザにより確認されていないと判定された場合、前記ジョブの処理の終了後において前記紹介情報が提示され、

前記判定手段により前記紹介情報がユーザにより確認されていると判定された場合、前記ジョブの処理の終了後において前記紹介情報の提示が終了されることを特徴とする請求項1に記載の画像形成装置。

【請求項3】

前記提示手段は、前記紹介情報と共に確認ボタンを提示し、

前記ジョブが、前記画像形成装置を前記ユーザが直接操作することで投入されたジョブである場合、又は、前記確認ボタンが押下された場合、前記判定手段は、前記紹介情報がユーザにより確認されたと判定することを特徴とする請求項2に記載の画像形成装置。

【請求項4】

前記提示手段は、前記画像形成装置において実行されたジョブの履歴情報に基づいて、前記紹介情報を提示することを特徴とする請求項1乃至3の何れか1項に記載の画像形成

装置。

【請求項 5】

前記紹介情報を提示するか判定する提示判定手段を更にすることを特徴とする請求項 1 乃至 4 の何れか 1 項に記載の画像形成装置。

【請求項 6】

前記提示判定手段は、前記画像形成装置の使用履歴に基づく使用回数と所定の閾値との間の大小関係に基づき、前記紹介情報を提示するか判定することを特徴とする請求項 5 に記載の画像形成装置。

【請求項 7】

前記紹介情報として、スマートフォンを用いた印刷機能および印刷設定情報の少なくとも 1 つが提示されることを特徴とする請求項 1 乃至 6 の何れか 1 項に記載の画像形成装置。

【請求項 8】

コンピュータを請求項 1 乃至 7 の何れか 1 項に記載の画像形成装置の手段として機能させるための、前記コンピュータが読み取り可能なプログラム。

【請求項 9】

ジョブを受信する受信ステップと、  
前記受信されたジョブの処理が開始してから前記ジョブの処理が終了するまでの時間のうちの所定の期間、前記ジョブとは異なる機能の紹介情報をユーザからの指示を受け付けることなく提示する提示ステップと  
を有することを特徴とする画像形成方法。

【手続補正 2】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0006

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0006】

本発明は、画像形成装置であって、ジョブを受信する受信手段と、前記受信されたジョブの処理が開始してから前記ジョブの処理が終了するまでの時間のうちの所定の期間、前記ジョブとは異なる機能の紹介情報をユーザからの指示を受け付けることなく提示する提示手段とを有することを特徴とする画像形成装置である。